

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年4月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	本庁舎特別会議室ほか1か所視聴覚設備保守点検業務委託	情報処理	株式会社日立製作所関西支社	660,000	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	
2	大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社 ドーン	929,940	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年5月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	5月の業務委託契約(少額特名随意契約)はありません。							
2								

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年6月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	防災業施無線同報系警戒レベルの変更に伴うシステム変更業務委託	情報処理	株式会社 日立国際電気	997,150	令和3年6月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年7月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	危機管理室内電話機増設作業	通信用機器	協和テクノロジズ株式会社	11,825	令和3年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年8月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	危機管理室内電話機増設作業	通信用機器	協和テクノロジズ株式会社	23,650	令和3年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	
2	防災情報システム用パソコン ハードウェア保守サービス調達業務委託	情報処理	NEICS合同会社	30,000	令和3年8月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年9月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	9月の業務委託契約(少額特名随意契約)はありません。							
2								

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年10月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託(その2)	情報処理	株式会社ドーン	929,940	令和3年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年11月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	11月の業務委託契約(少額特名随意契約)はありません。							
2								

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和3年12月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市災害時市民向け情報提供システム機能改修業務委託	情報処理	株式会社 ドーン	891,000	令和4年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和4年1月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	1月の業務委託契約(少額特名随意契約)はありません。							
2								

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和4年2月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	2月の業務委託契約(少額特名随意契約)はありません。							
2								

危機管理室 業務委託 随意契約結果(少額特名随意契約分)

令和3年度

令和4年3月

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	防災拠点追加に伴う危機管理情報システムネットワーク設定業務委託	通信用機器	アイテック阪急阪神株式会社	911,350	令和4年3月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	
2	危機管理室内電話機増設・移設・撤去作業	通信用機器	協和テクノロジズ株式会社	311,520	令和4年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	

随意契約理由書

1 契約名称

本庁舎特別会議室ほか1か所視聴覚設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支店

3 随意契約理由

本庁舎特別会議室及び大応接室は、平時には特別職や来賓が出席する重要な会議の場として、また災害発生時には災害対策本部や情報管理室として極めて重要な場となる。そのため、当該会議室における視聴覚設備については、平時より常にその機能を万全な状態に保持しておくことが必要である。

本業務は、本庁舎特別会議室及び大応接室における視聴覚設備の機能を保持するために保守点検等を行うものであるが、当該設備は株式会社日立製作所 関西支店が機器の設置、システム構築したものであり、点検に当たっては視聴覚設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、手入れを実施するとともに、点検に伴い機器の分解及び再組立を行うものについては当初の設計に基づき、同一の手法を用いて実施し、視聴覚設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、点検における不具合発見時及び突発的な故障発生時には早急な原因の究明と対策を行う必要があり、これはシステム構成を熟知していなければ対応できず、さらに点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから株式会社日立製作所 関西支店以外に本業務を行わせることはできない。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-9793)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託
- 2 契約相手方
株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、令和 3 年 4 月 1 日からユーザーに対してリリースし、運用を開始するところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内での OS バージョンアップ、セキュリティ対応（ウイルス定義ファイル更新など）、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンに対し、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署
危機管理室危機管理課 (06-6208-7388)

随意契約理由書

1 案件名称

防災行政無線同報系警戒レベルの変更に伴うシステム変更業務委託

2 契約相手方

株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

本委託は、災害対策基本法の改正(災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号):5月10日公布、5月20日施行)によって従来までの警戒レベルの変更が行われたことに伴い、防災行政無線同報系のシステム変更業務を行うものである。

本委託においては、製造者独自の機器仕様、システム構成及び使用方法など製造者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に施行させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該システムを熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である上記業者と随意契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 履行期日

令和3年7月30日

随意契約理由書

1 案件名称

危機管理室における電話機増移設工事

2 契約の相手方

協和テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

業務上一部職員の座席変更のため電話機の増移設を行うものであるが、市役所庁舎の電話機を増設する場合は、総務局に依頼を行い工事实施することとなっている。

業務を行うにあたっては、本設備の機器構成（電話交換機）や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設置及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジーズ株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジーズ株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-7379）

随意契約理由書

1 案件名称

危機管理室における電話機増移設工事

2 契約の相手方

協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

当初想定していたより電話応対業務量が増加し、電話機の増移設を行うものであるが、市役所庁舎の電話機を増設する場合は、総務局に依頼を行い工事实施することとなっている。

業務を行うにあたっては、本設備の機器構成（電話交換機）や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設置及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジズ株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジズ株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-7385）

随意契約理由書

1 案件名称

防災情報システム用パソコン ハードウェア保守サービス調達業務委託

2 契約相手方

NEICS 合同会社

3 随意契約理由

本業務は、「防災情報システム用パソコンほか4点 買入」において買入契約を行った防災情報システム用パソコンについて、ハードウェア保守サービスの申込みを行うものである。

ハードウェア保守サービスは、パソコンの納入業者が製造メーカーへの発注を一括して申込みをする必要がある為、パソコンの納入業者である上記業者が本サービスを提供できる唯一の業者である。

したがって、本業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記業者に随意契約方を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課 (電話番号 06-6208-9851)

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市災害時市民向け情報提供システム運用保守業務委託（その2）
- 2 契約相手方
株式会社 ドーン
- 3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、令和3年4月1日からユーザーに対してリリースし、運用を開始したところであるが、避難所等のデータベースは、受注者のデータセンターを利用する必要があり、本システムの使用にあたっては、常に最新の情報を市民に提供するため、開発業者が定期的にデータの更新を行う必要がある。

また、持続的な利用に向けたサーバー・データ管理、運用保守費用内でのOSバージョンアップ、セキュリティ対応（ウィルス定義ファイル更新など）、防災・防犯対策、障害発生時の対応が必要となる。

本システムは、本システム開発と密接不可分の関係にあり、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本案件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンに対し、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
危機管理室危機管理課（06-6208-7388）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市災害時市民向け情報提供システム機能改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社ドーン

3 随意契約理由

大阪市災害時市民向け情報提供システム（以下、「本システム」という。）は、同社が開発し、本市が令和3年4月1日から運用を開始している。

今般の機能改修は、防災クイズによる防災知識の提供及びトップページの画像表示欄の機能追加など、本システムのコンテンツをより充実させるためのものであり、本システム開発と密接不可分の関係にあるため、開発事業者以外の者に履行させた場合、不具合等が発生した時の責任が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本件は本システムの開発事業者である株式会社ドーンと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課 (06-6208-7378)

随意契約理由書

1 案件名称

防災拠点追加に伴う危機管理情報システムネットワーク設定業務

2 契約の相手方

アイテック阪急阪神株式会社

3 随意契約理由

危機管理情報システムネットワークは危機管理情報システムにおいて、市役所と各局及び区役所間を接続するネットワークで情報セキュリティ対策の強化のため、経路の秘匿化とインターネット回線の集約化が行われているネットワークである。

本業務は、追加した防災拠点において本市危機管理情報システムネットワークを利用するため、本市危機管理情報システムネットワークの設定作業を行う業務で、上記業者がネットワーク構築及び運用管理を行っており、当該設定業務を行うためには、ネットワーク構成や環境設定を熟知していなければ対応できない。さらに業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があること等を鑑みると、上記業者以外に本業務を実施することができないものである。

よって、防災拠点追加に伴う危機管理情報システムネットワーク設定業務契約の締結については、危機管理情報システムネットワークを運用管理するアイテック阪急阪神株式会社と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

危機管理室 危機管理課（電話番号 06-6208-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

危機管理室内電話機増設・移設・撤去作業

2 契約の相手方

協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

業務上一部職員の座席変更等のため電話機の増設、移設及び撤去を行うものであるが、市役所庁舎の電話機を増設等する場合は、総務局に依頼を行い実施することとなっている。

業務を行うにあたっては、本設備の機器構成（電話交換機）や本設備上で稼働している課金処理システムの仕組みなどについて十分に理解し、障害発生時には本庁舎における各種業務に支障をきたさないよう迅速かつ的確に対応できることが必要不可欠である。また、本設備の性能保証及び施工責任の所在を明確にする観点から、設置及び保守点検業務は一貫して行う必要がある。

協和テクノロジズ株式会社は、本設備の機器構成及び設置施工を行っていることから、機器構成、性能、課金処理システムの仕組みなどを熟知しており、本業務を実施できる唯一の業者である。

したがって、本業務について協和テクノロジズ株式会社を特名とし随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

危機管理室危機管理課（06-6208-7388）